

○貝塚市環境保全審議会規則

昭和52年12月26日

規則第17号

改正 昭和53年4月1日規則第3号
昭和57年9月30日規則第23号
平成3年3月30日規則第13号
平成4年10月31日規則第45号
平成7年3月28日規則第14号
平成13年3月30日規則第5号
平成14年3月28日規則第7号
平成20年3月31日規則第16号
平成24年3月30日規則第10号
平成28年3月30日規則第17号
令和5年3月31日規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。)第3条(委任)の規定に基き、貝塚市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第2条に掲げる当該担当事務について調査審議し、具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者の中から市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の執行機関の職員

(一部改正〔平成13年規則5号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員がその本来の職を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部環境衛生課において処理する。

(一部改正〔平成3年規則13号・4年45号・7年14号・14年7号・20年16号・24年10号・28年17号・令和5年12号〕)

(補則)

第8条 前条までに規定するほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会にはかり、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日規則第3号改正)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年9月30日規則第23号改正)

この規則は、昭和57年10月4日から施行する。

附 則(平成3年3月30日規則第13号改正)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月31日規則第45号改正)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成7年3月28日規則第14号改正)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第5号改正)抄

この規則は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、この規則による改正前の次の各号に掲げるそれぞれの規則の規定に基づき委嘱されている委員の任期は、それぞれ当該各号に対応するそれぞれの規則の規定による任期にかかわらず、施行日の前日までとする。

(7) 貝塚市環境保全審議会規則第3条第2項第1号 同規則第4条

附 則(平成14年3月28日規則第7号改正)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第16号改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第10号改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第17号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第12号改正)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。